事 務 連 絡 平成23年5月31日

都 道 府 県 政令指定都市

健康增進事業担当課 御中

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室

厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室

東日本大震災により被災した者に係る健康増進事業の 実施に関する取扱いについて

今般の東日本大震災の被災により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域の方々(以下「被災者」という。)が、一時的に居住地のある市町村から居住地以外の市町村へ避難している場合における、健康増進事業の実施については、当該被災者の保健サービスを受ける機会の確保を図る観点から、被災者から申出があった場合には、被災者の避難元市町村と避難先市町村の間において、費用負担や実施結果の情報共有等について調整の上、避難先である市町村において、事業を実施して差し支えないこととしたので、特段のお取り計らいをお願いする。

この場合において、避難元市町村との調整の結果、事業を実施した避難先市町村において、事業実施に係る費用を負担することも可能とするのでご留意お願いする。